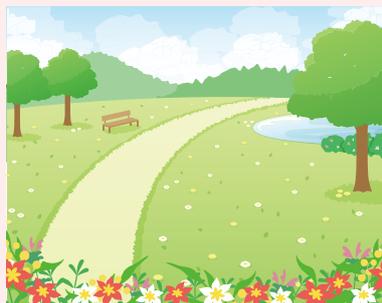


# 住宅地等で農薬を使用する際は、 住民への周知や農薬の飛散防止を徹底しましょう



学校



公園



住宅地

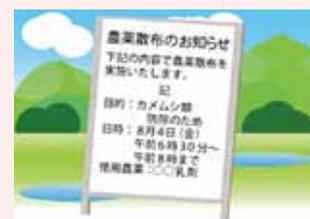
学校、公園、街路樹や住宅地に近接する農地において農薬を使用する際は、農薬の飛散による住民等への健康被害が生じないように、以下の点を必ず守りましょう。

## ☑ 事前周知をしましょう。

- ・農薬使用の目的、日時、農薬の種類、農薬使用者等の連絡先を周辺住民へ事前に周知する。

## ☑ 飛散防止対策をしましょう。

- ・風向きに注意したり、風の強い時には散布をしない。
- ・飛散低減ノズルや、粒剤、樹幹注入等の飛散を防ぐ工夫をする。



## ☑ 散布区域に人が入らないようにしましょう。

- ・通学時間帯を避けるなど、人のいない時間帯に散布する。
- ・看板やコーン等で散布場所を明示する。



## ☑ ラベルの使用法を守りましょう。

- ・農薬ラベルに記載された使用方法・注意事項を守る。
- ・特に除草剤の中には農薬登録されていない除草剤もあり、こうした薬剤を植物の栽培管理に使用しない(農薬取締法により禁止されている)。

関係情報はこちらから



【農林水産省】  
住宅地等における  
農薬使用について

【県農業技術課】  
農薬の適正使用  
に関するお知らせ

農薬等のご相談はお近くの農林事務所まで

- ▶ 県北農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 TEL:0294-80-3303
- ▶ 県央農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 TEL:029-221-3034
- ▶ 鹿行農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 TEL:0291-33-4117
- ▶ 県南農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 TEL:029-822-7086
- ▶ 県西農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 TEL:0296-24-9169

 茨城県農林水産部農業技術課(令和6年3月作成)

(〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 TEL:029-301-3894(直通))

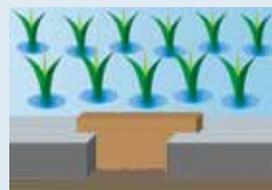
# 水田・レンコン田で農薬を使用する際の注意点

水田・レンコン田で農薬を使用する際は、農薬の効果を十分に発揮させつつ、周辺環境等への被害を防ぐために、以下の点を守りましょう。

## 止水期間厳守

- ☑ 農薬のラベルに記載されている止水に関する注意事項を確認し、その内容を守りましょう。

・混和が必要な農薬については、処理当日中に速やかに混和する。



## 畦畔の整備による漏水対策

- ☑ 止水期間における農薬の流出を防止するため、畦畔の整備を行いましょ。

・漏水が無いことを確認する。

・畦畔補修やあぜなみ板で漏水対策を実施する。



# ドローン等で空中散布を行う際の注意点

ドローン等による空中散布を行う際は、農薬の飛散による農作物や周辺環境等への被害を防ぐために、以下の点を守りましょう。

## 飛散防止対策

- ☑ 散布区域外への飛散(ドリフト)による農作物や周辺環境等への被害を防止しましょう。

・風向き等の気象条件の変化を随時確認する。

・架線等の危険個所を事前に実地確認する。



## 周辺住民への周知

- ☑ 実施区域及び周辺地域の住民に対し、十分な時間的余裕をもって情報提供や周知を行いましょ。

※近隣に学校や病院、住宅地、蜜蜂の巣箱や有機農業が行われているほ場等がある場合は特に注意する。

## 令和4年6月から、無人航空機の機体登録制度が始まりました。

・航空法に基づく飛行許可・承認や飛行計画の通報、飛行日誌の作成など、必要な手続きを確実に行いましょ。

・詳しくは、以下からご確認ください。

関係情報はこちらから

(登録制度の詳細や登録手続き方法)



【農業技術課】  
農林水産航空事業  
(農薬の空中散布)について



【国土交通省】  
無人航空機登録  
ポータルサイト



【国土交通省】  
ドローン情報基盤システム2.0

